

公益社団法人 日本助産師会 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について（再依頼）

平素から医療機能情報提供制度（以下「本制度」という。）の円滑な運用につきまして、格別のご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本制度については、住民・患者の利便性の向上を図る等のため、全国統一的な情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）を構築することとしています。医療法第6条の3に基づき病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）に義務付けられている都道府県への報告にあたっては、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用することとしており、令和6年1月以降、都道府県の指定する期日までにG-MISによる医療機能情報の報告（※1）が円滑に実施されるよう、「医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について（依頼）」（令和5年12月22日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）において、貴会会員等に対する周知等、ご協力をお願いしたところです。

しかしながら、令和6年3月11日時点の報告完了率は別添の通り、全国平均で助産所37%（※2）となっております。これについては、

- ・一部都道府県で病院等への報告開始の案内が遅れたこと
- ・一部の病院等についてG-MISのログインIDの発行が遅れていること（※3）
- ・一部G-MISの使用が初めてであり、操作に不慣れな病院等があること
- ・一部の病院等で報告に着手できていないこと

等の様々な要因があると認識し、厚生労働省及び都道府県でも必要な対策（※4）を講じておりますが、医療情報ネットによる住民・患者への情報提供開始は令和6年4月1日の予定であることから、本年3月中の報告完了をお願いしたく、貴会におかれましても、特に未だ報告に着手できていない貴会会員への周知等、改めてご協力をお願いいたします。

（※1）従来通り、調査票に記入する形での報告も可能。

（※2）調査票に記入する形で報告した医療機関のうち、都道府県のG-MISへの代理入力待ちの件数は含まない。

（※3）令和6年3月8日時点でログインIDの発行手続き中の助産所41

（※4）病院等からの問い合わせの速やかなFAQ化や、ログインIDに関する病院等からの問い合わせに都道府県が迅速に回答できるようにするためのG-MISの機能改修等

（参考）「医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について（依頼）」（令和5年12月22日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）別添

以上

医療・薬局機能情報提供制度の令和5年度定期報告（機関区分別）

2024/3/11

	病院	診療所	歯科診療所	助産所	全体
①報告中	1988	7693	3291	149	13121
②報告済み (都道府県確認待ち)	1304	13896	8015	307	23522
③都道府県確認済み	2845	34769	21866	963	60443
計 (②、③)	4149	48665	29881	1270	83965
計 (①、②、③)	6137	56358	33172	1419	97086
報告完了率 (②、③)	51%	48%	46%	37%	47%
報告中を含めた率 (①、②、③)	75%	56%	51%	42%	55%
報告対象機関数	8179	101158	65062	3398	176255

助産所の皆さまへ

～医療機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります～

- 厚生労働省では、都道府県ごとに個別に運用されているシステムとそのデータを集約して、全国統一的な情報提供システム（医療情報ネット）を構築し、利便性の向上を図ることとしています。医療情報ネットでは、医療機能情報の報告に係る機能を医療機関等情報支援システム（G-MIS）が担います。
- また、各都道府県の医療機能情報提供サイトは令和6年4月に統合され、全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局を検索できるサイトになります。
- それに併せて皆様には、令和6年1月以降、医療機能情報に関する都道府県知事へのオンラインによる定期報告をG-MISで行っていただきます。

※G-MISを利用せず紙の報告書を都道府県に提出することによる報告も可能です。

	令和5年度						令和6年度							
	令和5年			令和6年			令和6年		令和6年					
	12月			1月	2月		3月		4月		5月			
G-MIS				令和5年度定期報告										
医療情報ネット										医療機能の情報提供				

令和6年4月1日より医療情報ネットでの住民・患者向けの情報提供を開始するため、都道府県の案内に従い、令和6年3月末までに報告完了をお願いします。

- 定期報告は、下記説明資料、操作マニュアルを参照しながら行っていただきます。

※G-MISを利用した報告にはG-MISアカウントが必要となります。都道府県からの指示に従い必要なアカウントの申請をお願いします。

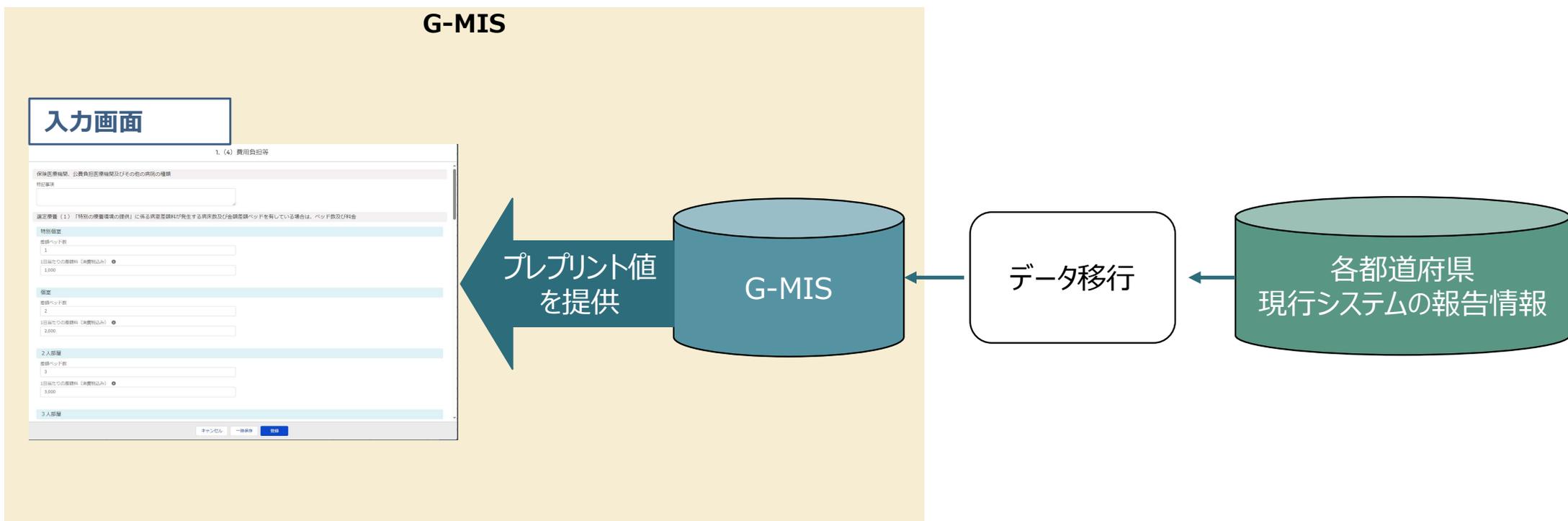
用途	参照資料
何を報告するか（What）	➤ 報告事項説明資料（厚生労働省から提供する報告事項説明資料を基に都道府県より提供）
どうやって報告するか（How）	➤ 各種G-MIS操作マニュアル（厚生労働省から提供する操作マニュアルを基に都道府県より提供）

助産所の皆さまへ

～医療機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります～

- G-MISからオンラインによる定期報告を行う場合、プレプリント（入力画面に初期値としてセット）を行うことにより報告作業の負担軽減を図っています。

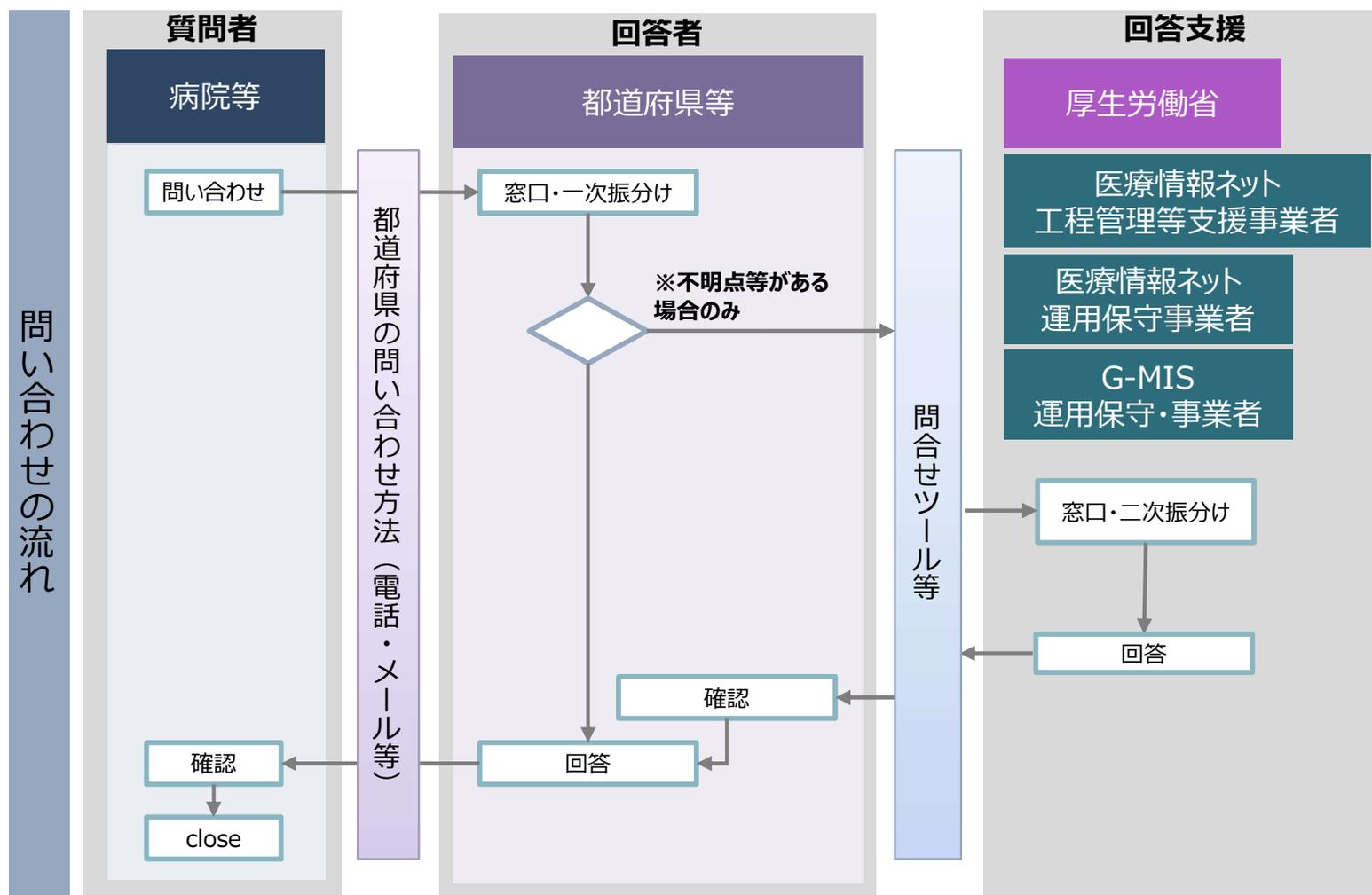
対象	負担軽減内容
全ての事項	▶ 都道府県の現行システムからのデータ移行により以前の報告情報がプレプリントされます。 ※現行システムからのデータ移行が困難等の理由によりプレプリントされない場合があります。



助産所の皆さまへ

～医療機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります～

- 本制度に関する問合せは、これまで通り各都道府県の問合せ窓口へご連絡頂くようお願いいたします。厚生労働省は、都道府県の回答支援を実施します。
- 本制度に関する問合せについて、直接G-MIS事務局にご連絡されないようお願い申し上げます。



助産所の皆さまへ

～医療機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります～

- なお、令和6年1月以降の医療機能情報提供制度の定期報告時には下記の事項について注意をお願いします。システム実装が間に合っておらずご迷惑おかけしますが、何卒よろしくお願いいたします。

助産所

- ① 就業時間・外来受付時間・面会受付時間における時間帯表記について

① 就業時間・外来受付時間・面会受付時間における時間帯表記について（対象機関：助産所）

- 助産所の「就業時間」における時間帯表記について、**実際の就業時間が午前／午後／夜間かの時間帯に関わらず「時間帯1」より左詰めを入力**ください。就業日にも関わらず**時間帯1に入力がない場合、エラー**となります。
- 助産所の「外来受付時間」「面会受付時間」についても、就業時間同様**「時間帯1」より左詰めを入力**ください。
- **公表の際には午前／午後／夜間は表示されません。**

【G-MIS報告ページ 1.(1) 基本情報（就業時間）】

入力用画面

1. (1) 基本情報（就業時間）

曜日	時間帯1（午前）	時間帯2（午後）	時間帯3（夜間）
月	0900 ~ 1200	1300 ~	
水	1300 ~ 1700		
木	0900 ~ 1200	1300 ~ 1700	

「外来受付時間」「面会受付時間」も同様の時間帯表記のため、同じように入力の仕方を案内

入力画面上の時間帯表記（午前／午後／夜間）については無視し、「時間帯1」より入力する。

- 住民患者側への公表時には、助産所の就業時間の「時間帯1」～「時間帯3」における内容は**「就業時間帯1」～「就業時間帯3」欄に、それぞれ表示**されます。

【医療情報ネット 助産所の就業時間】

公表用画面

曜日	月	火	水	木
就業時間帯1	09:00-12:00	09:00-12:00	13:00-17:00	09:00-12:00
就業時間帯2	13:00-17:00	13:00-17:00	-	13:00-17:00
就業時間帯3	-	-	-	-

「外来受付時間」の場合「外来時間帯1」～「外来時間帯3」と表記

面会受付時間				
面会区分	面会なし			
曜日	月	火	水	木
面会時間	-	-	-	-

「面会受付時間」の場合、該当曜日の欄に「時間帯1」～「時間帯3」にあたる内容を3行で表記